

平成28年第2回蓬田村議会定例会会議録（第1号）

開 会 平成28年6月7日

閉 会 平成28年6月9日

開催場所 蓬田村議会議事堂

第1日（6月7日）

出席議員 7名

1番	小 鹿 重 一 君	2番	久 慈 省 悟 君
3番	森 弘 美 君	4番	柿 崎 裕 二 君
5番	坂 本 豊 君	7番	木 村 修 君
8番	藤 田 修 一 君		

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	久 慈 修 一 君
教 育 長	吉 崎 博 君
会 計 管 理 者	小 松 生 佳 君
総 務 課 長	坂 本 亮 君
税 務 課 長	佐 井 邦 彦 君
住 民 課 長	柿 崎 真 人 君
健 康 福 祉 課 長	川 崎 幸 治 君
教 育 課 長	越 田 茂 弘 君
産 業 振 興 課 長	中 川 悟 君
建 設 課 長	大 川 誠 治 君

職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	坂 本 勝 教 君
議 会 事 務 局 書 記	坂 本 ゆ かり 君

---

会議で定められた会議録署名議員の氏名

3 番 森 弘 美 君

4 番 柿 崎 裕 二 君

---

議事日程（第1号）

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告

第 4 行政報告

第 5 報告第 3号 蓬田村税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の  
専決処分について

第 6 報告第 4号 蓬田村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の専  
決処分について

第 7 報告第 5号 平成27年度蓬田村一般会計補正予算（第9号）の専決処分  
について

第 8 報告第 6号 平成27年度蓬田村学校給食センター特別会計補正予算（第4  
号）の専決処分について

第 9 報告第 7号 平成27年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）  
の専決処分について

第10 報告第 8号 平成27年度蓬田村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）  
の専決処分について

第11 報告第 9号 平成27年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第6号）の専  
決処分について

第12 報告第10号 平成27年度蓬田村宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）  
の専決処分について

第13 報告第11号 平成27年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3  
号）の専決処分について

第14 報告第12号 繰越明許費繰越計算書の報告について

第15 議案の上程・提案理由の説明

- 議案第 37 号 蓬田村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
- 議案第 38 号 蓬田村家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例案
- 議案第 39 号 平成 28 年度蓬田村一般会計補正予算（第 1 号）案
- 議案第 40 号 平成 28 年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）  
案
- 議案第 41 号 平成 28 年度蓬田村簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）  
案
- 議案第 42 号 平成 28 年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第 1 号）案
- 議案第 43 号 蓬田村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 16 議案第 37 号 蓬田村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
- 第 17 議案第 38 号 蓬田村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例案

午前9時40分 開会

○議長（藤田修一君） おはようございます。

まず最初に、今定例会はクールビズということでノーネクタイまたは上着を脱いでも結構ですので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

ただいまの出席議員は7名で定足数に達していますので、これより平成28年第2回蓬田村議会定例会を開会いたします。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（藤田修一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、3番森 弘美君、4番柿崎裕二君を指名いたします。

---

#### 日程第2 会期の決定

○議長（藤田修一君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

この件については、さきの定例会において会期日程等議会運営について付託しております。その結果が議会運営委員長より提出されており、お手元に配付しております。

お諮りいたします。議会運営委員長より提出されたとおり、今期定例会の会期は本日から6月9日までの3日間と決定いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤田修一君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月9日までの3日間と決定いたしました。

---

#### 日程第3 諸般の報告

○議長（藤田修一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員より、6月2日に行われた出納検査の結果資料が提出されましたので、お手元に配付しております。

次に、今期定例会に説明員として、村長、教育長、会計管理者、各課長の出席を求めました。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第4 行政報告

○議長（藤田修一君） 日程第4、村長より前定例会以降における村行政の主なるものについて報告を求めます。村長。

○村長（久慈修一君） 皆さん、おはようございます。

それでは、平成28年3月定例会後の主なる行事及び会議等の行政活動についてご報告を申し上げます。

議会終了後の3月12日土曜日でございますけれども、蓬田中学校卒業式があり、出席をいたしました。

3月18日、蓬田小学校の卒業式がありましたので、出席をいたしました。

3月23日水曜日、蓬田村土地改良区の総代会がふるさと総合センターで開催されましたので、出席をいたしました。

3月24日、青森地域広域事務組合議会が青森市の消防本部において開催されましたので、出席をいたしております。

3月25日金曜日でございますが、青森県消防功労者表彰式があり、これに出席をいたしました。

3月26日土曜日、北海道新幹線の開業式典などたくさんの行事がございまして、今別町、青森市、そして函館市ということでこれらのレセプションに出席をしております。

3月30日、水曜日でございますが、東青5市町村がふるさと創生のお金を使いまして、アンテナショップを東京都の赤坂にオープンいたしまして、このオープンセレモニーがございましたので、東京都に行つてまいりました。

4月3日、蓬田村消防団の春季火防演習が行われ、これを実施しております。

4月7日、蓬田小学校の入学式、同日の午後に、蓬田中学校の入学式があり、これに、出席をいたしました。

4月10日、蓬田村交通安全母の会の主催によります交通安全マスコット配布が、玉松海水浴場において行われましたので、これに参加しております。

4月21日、木曜日でございますが、外ヶ浜町地区春の安全安心まちづくり推進大会が行われまして、外ヶ浜町の中央公民館で開催されましたので、出席をいたしました。

4月25日月曜日、蓬田村老人クラブ連合会総会がふるさと総合センターで開催されましたので、出席をいたしました。

5月15日日曜日、蓬田中学校運動会が開催されましたので、出席をいたしました。

5月18日、蓬田村商工会総会がよもぎ温泉において開催され、これに出席をしております。

5月23日月曜日、田植え督励のために、JAあおもり蓬田支店と一緒に村内巡回をし、督励をしております。

5月25日水曜日、外ヶ浜町地区交通安全管理者協会並びに同事業主会総会が外ヶ浜町において開催され、出席をしております。

6月1日、青森県主催の市町村長会議が青森市のラ・プラス青い森で開催されましたので、出席をしております。

6月4日、土曜日ですが、外ヶ浜町消防団の観閲式があり、これに出席をいたしました。

6月5日日曜日、平内町消防団の観閲式がございましたので、出席をしております。

また、同日、蓬田小学校運動会が開催されましたので、私が平内消防団の観閲式に出た関係で、教育長に出席をお願いしております。

以上、3月、4月、5月と大変行事が多かったのでございますが、主なるものについてご報告を申し上げます。

---

日程第5 報告第3号 蓬田村税条例等の一部を改正する条例の専決処分について

○議長（藤田修一君） 日程第5、報告第3号蓬田村税条例等の一部を改正する条例の専決処分について報告を求めます。税務課長。

○税務課長（佐井邦彦君） 報告第3号、蓬田村税条例等の一部を改正する条例の専決処分について。

次のページをお願いします。

専決第2号として専決処分書を出しています。

一番下の専決理由ですけれども、地方税法の一部改正に伴い、蓬田村税条例の改正が必要となり、本年4月1日から適用させるために専決したものであります。

次のページをめくってください。

ここに改正した主な条例を載せています。今回の主な改正概要は、まず1つに、法人住民税率が「12.1%」から「8.4%」に引き下げられています。また、軽自動車税の環境性能割の創設がされています。これは現時点での改正のことなんですけれども、平成

29年度の4月の消費税率の10%の引き上げ時に自動車取得税を廃止し、創設するという  
ことでもあります。また、グリーンカー特例の延長ということで、平成28年度も軽自動車  
のグリーンカー特例が適用となっております。それと、固定資産税等の特例措置も創設  
されています。主な改正概要については、以上であります。

○議長（藤田修一君） これより質疑を行います。2番久慈省悟君。

○2番（久慈省悟君） 課長の説明の中で消費税10%が平成29年度の4月に施行された場  
合のことを申し上げたと思うんですが、何か今、新聞、テレビ等では10%へは見送ると  
いう何かそういう報道が流れています。そういう場合はどういうふうになるかお聞きい  
たします。

○議長（藤田修一君） 税務課長。

○税務課長（佐井邦彦君） これは専決ということで、改正時には平成29年度4月から  
10%の消費税をやるということでありまして、今、議員が言われたことについては、正  
式に決まりましたら、また税の改正があると思います。以上です。

○議長（藤田修一君） 5番坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） ことしから軽自動車税とかが、前は7,200円のものが1万800円と  
か値上がりしているわけですが、この改正でまたそれをさらに上回って高くなる  
という意味でこういうふうになっているんでしょうか。ちょっと、この表を見ても、ち  
よっとよくわからないので、もうちょっと詳しく説明をしていただけますか。

○議長（藤田修一君） 税務課長。

○税務課長（佐井邦彦君） 今、言われた値上げの件ですけれども、これについては平成  
27年度から税の改正を行ってしまして、実際には平成28年度から値上げしています。例  
えば、平成28年度からは原付が1,000円から2,000円、それぞれほとんど値上げしていま  
す。そして、今の改正については、こういうふうに新たに今言われたように消費税が上  
がることによって環境性能割が新たに創設されるということで、全く今、値上げについ  
ては昨年度の議案で上げています。以上です。

○議長（藤田修一君） 5番坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） 今、ことしからトラクターとか、軽自動車税、値上がりしていま  
すよね。ですから、今これを出してきたということは、今現在のものとは全く関係がな  
いということなんですか、その辺ちょっとわからないんですけれども。

つまり来年平成29年4月から消費税率が10%に引き上げられるのを前提にこの条例を

改正をするということなんですか。

○議長（藤田修一君） 税務課長。

○税務課長（佐井邦彦君） 値上げについては、平成27年度にやったんです。条例改正をしたんですけれども、実際に1年間、値上げが保留されて、そして平成28年度から値上げになったということです。1年間延びたということで、値上げが1年間延びて、ことしの平成28年から……。 （「この条例は何の関係があるの」の声あり） この条例と  
いいますと。

○議長（藤田修一君） 暫時休憩いたします。

午前 9時54分 休憩

---

午前10時00分 再開

○議長（藤田修一君） 休憩を取り消し、会議を再開いたします。

豊君の質問に対するの答えを。村長。

○村長（久慈修一君） 条文の改正に伴いまして、旧改正前のものを区分けしてこれに載せた一部金額の改定が入っているという趣旨のものでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（藤田修一君） ほかに質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） ないようですから、質疑を終わります。

これより報告第3号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立5名）

○議長（藤田修一君） 起立多数です。よって、報告第3号は承認することに決定されました。

---

日程第6 報告第4号 蓬田村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する  
条例の専決処分について

○議長（藤田修一君） 日程第6、報告第4号蓬田村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の専決処分について報告を求めます。総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） 報告第4号、蓬田村固定資産評価審査委員会条例の一部を改

正する条例の専決処分について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告し、承認を求めます。

提案理由といたしまして、地方自治法第179条第3条の規定により報告し、承認を求めます。

次のページをお開きいただきます。

専決処分書。蓬田村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

これについて概要であります。行政不服審査法が平成28年4月1日から施行されたことによりまして、地方税法第436条、これは固定資産評価審査委員会に関する条例または規則、規定の関係であります。これが改正になったことから条例の改正をするものであります。

内容については、新旧対照表をつけていますので、ごらんいただければよろしいと思います。以上です。

○議長（藤田修一君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより報告第4号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6名）

○議長（藤田修一君） 起立全員です。よって、報告第4号は承認することに決定されました。

---

日程第7 報告第5号 平成27年度蓬田村一般会計補正予算（第9号）の専決処分について

○議長（藤田修一君） 日程第7、報告第5号平成27年度蓬田村一般会計補正予算（第9号）の専決処分について報告を求めます。総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） 報告第5号、平成27年度蓬田村一般会計補正予算（第9号）の専決処分について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告し、承認

を求める。

提案理由といたしまして、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

次のページをお開きいただきます。

専決第4号、平成27年度蓬田村一般会計補正予算（第9号）。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,690万1,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ25億2,760万7,000円とするものであります。

総務課関係であります。歳入の11ページをお開きいただきます。

9款地方交付税であります。特別交付税6,246万3,000円、同震災復興特別交付税1万5,000円を追加して補正してございます。

次に、歳出であります。19ページをお開きいただきます。

4目財産管理費の委託料であります。光ファイバーケーブル保守委託料から14節使用料及び賃借料の光ファイバーケーブル地下管路使用料、これの光関係につきましては、事業確定に伴い減額の予算を計上してございます。

次に、20ページをお開きいただきます。

2款総務費13財政調整基金及び14公共用施設整備基金費といたしまして、それぞれ財政調整基金積立金8,272万9,000円、蓬田村公共施設整備基金積立金として7,000万円を計上してございます。

次に、33ページ、消防関係であります。非常備消防費であります。自主防災組織備品購入費といたしまして450万円を減額して計上してございます。以上であります。

○議長（藤田修一君） 税務課長。

○税務課長（佐井邦彦君） 税務課関係の主な歳出予算についてご説明いたします。

19ページをお開きください。

その一番下になるんですけども、2款1項11目の地籍調査費13の委託料の10万円の減額ですけども、これは地籍図修正及び筆界測量等の委託料の分であります。

次のページをお開きください。

下段のほうになるんですけども、2款2項2目8節の報償費ですけども、20万円の減額となっています。これは村税完納奨励金の減額分であります。その下の需用費、同じく20万円の減額ですけども、これは納税通知書等の印刷費であります。その下、13節委託料の41万6,000円の減額ですけども、これは税務LANマイナンバー対応業

務委託料の減額分であります。同じくその下の23節償還金利子及び割引料100万円の減額ですけれども、これは過誤納付還付金の減額分であります。以上です。

○議長（藤田修一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（川崎幸治君） 健康福祉課関係の主な項目について説明させていただきます。

歳出24ページをお願いします。

下段3款1項1目20節扶助費であります、マイナスの234万3,000円を計上しております。

次に、27ページをお願いします。

中段ですが、3款2項4目保育所費の19節負担金補助金及び交付金でマイナスの662万円を計上しております。

その下ですが、4款1項2目13節委託料マイナス186万8,000円を計上しております。その下になりますが、4款1項3目12節役務費マイナス185万5,000円を計上しております。いずれも事業の終了に伴い精査したものであります。以上です。

○議長（藤田修一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中川 悟君） 産業振興課関係の主な歳出予算について説明いたします。

28ページをお開きください。

6款1項3目農業振興費19節農業経営基盤強化資金利子補給補助金74万4,000円を減額しております。

その2段下の中山間地域等直接支払交付金118万円を減額しております。

次のページをお開きください。

9目新規就農総合支援及び農地集積対策費19節青年就農給付金318万7,000円を減額しております。これらは事業の確定による減額であります。

次のページをお開きください。

6款3項1目水産業費13節の下段、堆肥化処理施設指定管理料104万8,000円を減額しております。これは、ホタテガイ養殖残渣堆肥化処理施設の運営に当たり、3月末で収支計算した結果、経費から残渣の処理料1キロ当たり10円を差し引いた額を村と漁協で負担することとしていたため、当初予定した200万円の村負担が95万1,485円となったため、減額するものであります。

その下7款1項商工費及び6款農業費林業費水産業費のその他については、事業の確

定による処理であります。以上です。

○議長（藤田修一君） 建設課長。

○建設課長（大川誠治君） それでは、建設課関係の主なものについてご説明いたします。

まず歳入、13ページをお開き願います。

13・2・4・1 土木費国庫補助金社会資本整備総合交付金は、額の確定により3,582万7,000円の減額になります。その内訳は、よもつと団地分3,425万2,000円、村道舗装補修分157万5,000円、それぞれ減額となります。

次に、歳入、32ページをお開き願います。

32ページ、8・2・1・13道路維持費委託料189万1,000円の減額、その下、15工事請負費168万5,000円の減額、それぞれ支出金額の確定により減額をしております。その下、8・2・2・11の④除排雪費の燃料費288万8,000円の減額、その下8・3・1・15河川総務費工事請負費229万6,000円の減額、それぞれ支出金額の確定により減額をしております。

33ページをお開き願います。

8・4・2 公営住宅建設費、よもつと団地の建設予算であります。支出金額の確定により、13委託料176万5,000円、その下、工事請負費6,221万2,000円、それぞれ減額しております。以上であります。

○議長（藤田修一君） 教育課長。

○教育課長（越田茂弘君） 教育委員会関係の主なるものをご説明いたします。

まず、18ページ、歳入、下の段です。村債です。20款1項2目蓬田村中学校海外研修事業債、これが90万円減額しております。その下、蓬田村小学校校舎等環境整備事業債、これを20万円減額しております。

続いて、歳出のほう、33ページをごらんください。

33ページの一番下の表です。10款1項2目英語指導助手普通旅費並びに英語指導助手研修旅費、これを合わせて39万4,000円を減額しております。

次のページをごらんください。34ページです。

主なるものは、下の表です。10款2項1目小学校費の欄の一番上の燃料費及び光熱水費、昨年、燃料が結構安かったもので、かなりな部分を減額しております。小学校以外の部分もこれから出てきます。この場合で262万6,000円の減額となっております。

それから、次のページをごらんください。

表の上のほうです。中学校の燃料費、一番上です。これも135万9,000円減額となっております。その下の表、15節工事請負費再生可能エネルギー等導入事業工事費、これは中学校の敷地の中にソーラーパネルをつけた非常用の電源の工事です。事業が確定しまして、212万7,000円減額しております。それから、19節は先ほど村債に絡んだ中学校の海外旅行事業の負担金、90万円の減額です。

一番下の表、10款4項1目幼稚園費の19節です。幼稚園就園奨励費補助金144万円の減額、これは当初から見えておりましたが、認定こども園という名前以外の私立の幼稚園に入った場合に補助をするわけですけれども、その認定こども園以外の幼稚園に入っている子がいなかったということで144万円減額になりました。

それから、次のページ36ページです。

上の表の真ん中、ふるさと総合センター費の燃料費130万円を減額しております。その下、文化伝承館屋根張替工事費50万円、これは事業の確定による50万円の減額です。その下の表ですけれども、10款6項3目トレーニングセンター管理費の中の燃料費及び光熱水費合わせて80万円減額しております。最後、4目施設費、学校給食センター特別会計繰出金及び特別会計給食費繰出金、合わせて122万7,000円を減額しております。以上です。

○議長（藤田修一君） これより質疑を行います。7番木村 修君。

○7番（木村 修君） 33ページをお願いします。

自主防災組織の備品購入費が450万円減額になりましたが、その理由、内訳のご説明をお願いいたします。

○議長（藤田修一君） 総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） 450万円については、50万円掛ける9防災組織ということでありますけれども、平成28年3月末現在で9地区、自主防災組織が全部立ち上がりました。平成28年度途中については、まだ立ち上げていない団体がありました関係上、備品等の購入についても、できれば各地区個々でなくて、一斉に備品を発注したいというふうな考え方で、全自主防災組織がそろった段階でやりたいということで考えておりました。3月末でそろった関係上、予算執行上ちょっとできないということで、平成27年度予算では減額して、できれば平成28年度の予算で9地区そろいましたので、備品の購入を発注していきたいというふうに考えてございます。以上です。

○議長（藤田修一君） 7番木村 修君。

○7番（木村 修君） 配置する備品はどのようなものを配置するのか、もし、わかっていたら教えていただきたい。

○議長（藤田修一君） 総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） それぞれのものと自治会単位で買っている備品等があるので、できるだけその地区に必要なものなので、各防災組織、それぞれ同じものでない場合も出てくる可能性もございます。あと、備品等を購入した場合の保管庫の関係も、現在、保管場所がないという地区もあるようですので、その保管場所についても村でちょっと検討しながらやりたいということにしていますので、いずれにしても、それぞれの自主防災組織で必要なものが全部、まず半分ぐらいは同じぐらいになる。ヘルメット等については同じものになるんでしょうけれども、それ以外はどうしてもその地区で必要なものが出てくるというのであれば、その予算の中でまず決めて、購入したいというふうを考えてございます。

○議長（藤田修一君） ほかに質問ありませんか。5番坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） 33ページの公営住宅の建設工事費でお聞きしますけれども、ことしたしか2棟、6戸ですか、入居していると思いますけれども、これは全部埋まってしまっているのか。

そして、入っている人は村内の人、村外の人、どういうふうになっているのか、お答え願います。

○議長（藤田修一君） 建設課長。

○建設課長（大川誠治君） 6戸については全て埋まっております。村内、村外についてはちょっと今資料がないものですから、村内の人何人とか、村外の人何人という話ですよ。後で、今……。

○議長（藤田修一君） 暫時休憩いたします。

午前10時23分 休憩

---

午前10時27分 再開

○議長（藤田修一君） 休憩を取り消し、会議を再開いたします。

建設課長。

○建設課長（大川誠治君） 6名の内訳ですけれども、村内の方が3、それ以外の方が3になっております。以上であります。

○議長（藤田修一君） ほかに質問ありませんか。1番小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） 35ページをお願いします。

教育費の中学校費の関係であります。海外研修事業の負担金とありますけれども、これは対象者は全員参加したのか、それとも参加しなかった人があったとすれば、理由は何であったのかお伺いします。

○議長（藤田修一君） 教育課長。

○教育課長（越田茂弘君） 中学校3年生を対象としまして、全員であれば20名の生徒がおります。その中で13名だけが参加したと。7名が家の事情とか、多分家の事情なのか、そういうのはちょっとわかりませんが、参加のアンケートとか、そういう意識調査をしまして、最終的に2回ほど行って、13名になったという経過になっています。

○議長（藤田修一君） 小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） 20名のうち7名が不参加ということであれば、少なくない人数だと思いますけれども、これからも海外研修を考えているんだと思いますが、多少考える余地が出てきたのではないかなということが1つ。

それから、海外研修を悪いとは言わないけれども、例えば平内町のように、教育の向上ということを考えたときに、先生を配置するという考えはないのかと、村民に聞かれましたので、お尋ねします。簡単に答えられないかも知れませんが、お願いします。

○議長（藤田修一君） 教育課長。

○教育課長（越田茂弘君） 前段の海外研修に行く人数ですけれども、やっぱり半分を下げれば、これはもう相当無理があるのではないかと。それで、当初、参加できる方となった場合、もっと多かったですよね。1人、2人ぐらいの不参加は見込めたんですけども、その後でまた行けないと、そういう子があって、最終的にこの人数になると。それもありませんけれども、これからもやっぱり学校との先生方が生徒をどのように観察して、どのような雰囲気なのか、今まで続けた海外研修がそのまま固定化していいのかとか、その辺も含めてまた話し合いをしていきたいと思っております。

同じ年に、冬の時期に2年生も行ってきました。2年生に関しては全員ではないんですけれども、かなりの率で参加していただきました。ことしはないわけですが、来年に向けてまた学校の先生方とも話し合いをして、考えていきたいと思っております。

それから、平内町では町の費用で先生方を採用して、3人ほど採用して、それぞれの

学科に一応取り組んでいると思います。うちのほうでは、今のところはそこまでは考えていません。小学校1校、中学校1校で、ALTにかけ持ちしてもらっていますが、それでも外ヶ浜町とか今別さんから比べれば、まだ充実しているほうではないかと思っております。

ただ、ふるさと創生とかどうのこうのと国の事業とかでさらに1人でも採用できるような体制とかあれば、すぐにでもまた手を挙げて、その期間だけでもまた取り組みたいとは思っております。以上です。

○議長（藤田修一君） ほかに質問ありませんか。5番坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） 35ページ、中学校費の教育振興費のところマイクロソフトのアクセス研修会委託料31万2,000円の減額になっておりますけれども、これは幾ら使ったのか、そしてどのくらいの時間、研修したのか、答弁をお願いします。

○議長（藤田修一君） 教育課長。

○教育課長（越田茂弘君） このマイクロソフトアクセス研修会に関しては、年度の途中で予算を補正いたしまして、それで、学校の先生方を対象にアクセスなるものの研修をしたいということで予算を盛ったわけですが、何分途中からのことで、その研修をどのようにすればいいのかとか、指導者をどうすればいいのかと。あとは、学校のその設備の授業に支障のないような形で研修会を設けるのはといういろいろな問題がありまして、結局年度内に消化できなかったということです。予算を31万2,000円、そのままつけた予算ですが、それをそのまま減額ということになりました。以上です。

○議長（藤田修一君） 5番坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） 私、また生徒を対象にした研修会なのかなと思いました。このアクセスというのは、一体何に使うのか。子供たちにとってアクセスが必要なのか、その辺の認識があってこういう研修会を設けているのか、ちょっとお聞きしたいですが。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） この企画につきましては、私、2年前ぐらいからいわゆる総務課のパソコン担当をお願いをしておりました。

これを使う目的でございますけれども、いわゆるビッグデータなるもの、いろいろな形で株式だとか、あるいは国から公表されるデータだとか、物すごい数字でこのデータが入ってまいります。このデータを使えないということになると、使う能力がないということになると、一つのIT化時代に反するんじゃないかというので、簡単なデータベ

ースを使うようにということで、これを企画していただいたわけです。

予算化しましたのは、去年の年度途中になりましたけれども、これを先生方にまず自分たちの業務を楽にできるものと思われるので、まずこれを先生方を対象としたい。それから役場の職員でも自分たちの業務でデータベースが必要であれば、それを使っていただきたい。それからもう一つは、子供たちにもそういうデータベースというものを使っていただいて、今はやりのとは言わないですが、先月あたりはちょっと見ましたけれども、子供たちもプログラミングをやるような時代になったということなんです。プログラミングということはコンピュータを自由に扱える、そういう時代に入ってきていると。大人ももちろんそういう興味を持っている方がたくさんおりますので、私が考えているのは、1回目にやって、人数が多ければ次に例えば村内の事業者でありますとか、村民の方々が興味を持っている方がそれに参加していただくというふうに、もし成績がよければということであったんですが、今回、それを減額せざるを得なかったというので、まことに残念に思っております。以上です。

○議長（藤田修一君） 5番坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） このアクセスの研修会というのは、今後も予算化して、学校の先生が業務で使うための研修なのか、学校費というふうになっているので、あくまでも生徒のための研修の一環という捉え方なのか、この辺、はっきりさせないといけないと思いますが、答弁願います。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） このアクセスというデータベース、最初から入っているものではありませんで、やっぱり買わないといけないと。ソフトを買わないといけない。今、小学校にもパソコンございますし、中学校にもあると。ただ、そういうデータベースというものを使う場合には、やっぱり中学生のほうがいいだろうと。中学校のほうがいいだろうというのは、中学校の生徒にもそういったものを覚えていただくと、こういうのがあるんだよということを知るだけでも私は価値があると。そうすると、中学校のパソコンに入れたものを社会教育、生涯学習でも使わせていただくという流れで考えました。以上でございます。

○議長（藤田修一君） ほかに質問ありませんか。4番柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） 今の教育振興費の中で、村長のほうからもアクセスの必要性ということをお聞きしましたけれども、確かにこのアクセスに関しては、中学生の段階で

それを理解して、使っていくというのは、かなり困難なソフトだとは思っています。ですので、逆に中学校の早い段階からなじませて、使わせるという教育は必要だと思います。よって、中学生の生徒も含めた講習というのは今後必要かと私も思っています。

それに伴いまして、中学校のほうではかなりのIT化が進みまして、前年度に我々議員のほうもタブレットの授業を拝見したわけですが、そこで実際タブレット授業をしている中で、Wi-Fiの電波ですね、先生と子供たちがやっている電波が教室の中ですらつながっていなかったと。その状況でこういうITを進めていくというのは、もう授業にならないわけですよ。先生、私には画面が来ていません。私には来ています。それをやりとりしているだけで、10分、15分という間が、時間が過ぎていって、何のために一千何百万円という高額を経費をかけてWi-Fiシステムまでつくったのかと。実際、私も廊下に出て、Wi-Fiのアンテナがどこにあるかというので見て、実際に自分の足の歩数ではかったところ、20メートルか30メートルの間でもう電波が途切れているわけです。今、そんな実際にはWi-Fiの届かない電波なんてどこにもありません。

ということは、業者が安易な見積もりというか、簡単な小さい規模のWi-Fiアンテナしかつけていなかったということになるわけですよ、実際。それに対してでも授業が進まないということで、校長からも何とかそれができるように要望があったはずなんですよ。そういうものの修理というか、修繕のそれはなされたのでしょうか。

○議長（藤田修一君） 教育課長。

○教育課長（越田茂弘君） 議員たちが視察に行った際に、ちょうどそういうふぐあいな場面があったと思います。その後、ふぐあいなところがあれば、予算をつけて直しましょうということにはなっておりますけれども、当初には見てはおりません。というのは、いろいろなこれから中学校とかでパソコンのリースの更新とかというものがあって、それに絡めてできないかとか、そういう考えもありましたので、特段、その業者にふぐあいな場所を直すとか、あとLANが通じていないところに設けるとか、そういうものに対しての見積もりの要求はまだしていません。

教室の中での授業でどうしてもふぐあいがあるとかという、その辺に関しては特にその後、来ていないところもあります。タブレットを見られる場所では見られているということであろうと我々は思っております。たまたまそのときにちょっとふぐあいが生じたのではないかと思っております。

それで、実際、これから中学校、小学校にまた当たりまして、職員室の中でも必要で

あれば、その分の経費とかまた見積もってもらって、そのふぐあい解消のために予算措置をしたいとは思っております。それで、ある程度決まりましてから議会さんのほうにお願いしたいと思っておりますので、その際、またよろしく申し上げます。

○議長（藤田修一君） 4番柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） 今、説明を伺った中では、研修後のW i - F i システムのふぐあいは余り見受けられなかったとの答弁でしたが、実際に廊下のほうでも教室から一步出たときの電波というのは不足しているというのを私も確認してきましたので、これからW i - F i システムの強化というものは必要かと思えます。

それとあともう1点、教室の中で先生と子供たちのW i - F i でのやりとりはできているんですが、教師のほうから職員室に戻って、パソコンを使ってタブレットに次の日の授業の資料を送れない。要するに職員室でパソコンで作業をしても、タブレットのほうには飛ばせない状態にあるそうです。そういったものも今後予算に盛り込んで、職員室のパソコンからその子供たちのタブレットにそういった授業資料を送れる。また、子供たちからパソコンのほうにダイレクトにまた授業内容の結果を送信できるような、そういうシステム強化というのが今後必要かと思えますので、予算をつくりまして、そういうことに取り組んでいただきたいと思えます。

○議長（藤田修一君） ほかに。7番木村 修君。

○7番（木村 修君） 同じく35ページ、中学校の海外研修について、先ほど質問がありましたが、7名不参加ということで驚いています。中学校では修学旅行も実施していると思いますが、何年生のときに実施して、そして参加の率はどのようになっているのか、伺います。

○議長（藤田修一君） 教育長。

○教育長（吉崎 博君） 修学旅行は、今まで中学校3年生、海外研修に3年生が一昨年まで行っていたので、やはり3年生は大変だということで、来年からは、1年生が職場訪問ということ、それから2年生で修学旅行、3年生で海外研修と。県、日本、世界と、こう広げようということで、中学校で今決めております。

修学旅行は3年生で、今年は2年生も行っています、これから行きますが、全員参加です、修学旅行は。

○議長（藤田修一君） 7番木村 修君。

○7番（木村 修君） 来年から海外研修は2年生が行くために……。 （「3年生です」

の声あり) 今までは2年生が行っていたということ……。

○教育長(吉崎 博君) 今までは3年生のときに、それから修学旅行と海外研修、両方あって大変だということで、2年生で修学旅行になって、3年生で海外旅行ということにするという、来年からそういうことです。

○議長(藤田修一君) ほかに質疑ありませんか。2番久慈省悟君。

○2番(久慈省悟君) 13ページをお開きください。

3目に未熟児養育医療給付事業補助金というのがあるんですけども、関連で申しわけございません。ちょっと障害者、未熟児とあと質問しますけれども、住民の方から電話をいただきまして、ここでいう未熟児ですから、本来規定の体重でなく、本当に小さな感じで生まれたそういう方々への医療の制度だと思うんですけども、そういう未熟児の方が脳に障害を持って、そのまま大きくなってきてしまったという、本来私はそう思うんですけども、私に電話をくださった人は。その人が結局今、子供さんが中学校まで成長しております。そういう中で、本当はそういう未熟児ですから、そういう障害のある学校に入れば一番よろしいんでしょうけれども、さまざまな家庭には事情があったと思うんですけども、学校のほうから親御さんが確実に送迎で責任を持つという条件等で当中学校にも入学しているみたいです。

しかしながら、その親御さんも自分たちも医療にもかかりたい。さまざまなそういうことから、役場のほうにはそういう送迎とかのそういう制度がございますかという問い合わせに、そういう予算はございませんという、窓口で、正直に言えば、一撃、一蹴り、そういう感じですぱっとやってみたいですので、できればそういう担当者は課長に相談をして、課長は村長と相談をしながら返事を戻すというふうに優しい対応をお願いしたいと思うんですが、そういうふうなわけにはいかないものか。

また、そういう家庭に対してのアフターの予算というのは、今後もつけていけないものか、村長さんでも構いません、課長さんでも構いません、少し答弁を願えれば助かります。(「暫時休憩願います」の声あり)

○議長(藤田修一君) 暫時休憩いたします。

午前10時48分 休憩

---

午前10時50分 再開

○議長(藤田修一君) 休憩を取り消します。

先ほど、久慈省悟君からの質問ですけれども、この件については未熟児・障害児とまた問題も違いますし、きょうは、今回は報告の承認ということで会議を開いておりますので、この次の補正とか、そういう場面で再質問してもらいたいというふうに思いますので、いかがでしょうか。

○2番（久慈省悟君） はい。

○議長（藤田修一君） はい、わかりました。そうすれば質問は取り消しさせていただきます。

ほかに質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） ないようですから、質疑を終わります。

これより報告第5号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6名）

○議長（藤田修一君） 起立全員です。よって、報告第5号は承認することに決定されました。

---

日程第8 報告第6号 平成27年度蓬田村学校給食センター特別会計補正予算（第4号）の専決処分について

○議長（藤田修一君） 日程第8、報告第6号平成27年度蓬田村学校給食センター特別会計補正予算の専決処分について報告を求めます。教育課長。

○教育課長（越田茂弘君） 報告第6号、平成27年度蓬田村学校給食センター特別会計補正予算（第4号）の専決処分について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告し、承認を求めます。

次のページをお開きください。

専決第5号、平成27年度蓬田村学校給食センター特別会計補正予算（第4号）。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ193万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,065万5,000円とする。

まず、歳入、5ページをごらんください。

平成27年度の給食の特別会計事業が完了したことよっての減額ということになりま

す。給食費負担金及び給食費負担金滞納繰越分が合わせて70万5,000円減額しております。

それから、繰入金としまして、合わせて122万6,000円の減額となっております。

歳出については、次のページ、6ページをごらんください。

4節共済費から18節備品購入費まで合わせて114万9,000円の減額、給食費の賄料としまして78万2,000円の減額となっております。以上です。

○議長（藤田修一君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより報告第6号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6名）

○議長（藤田修一君） 起立全員です。よって、報告第6号は承認することに決定されました。

---

日程第9 報告第7号 平成27年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算  
（第5号）の専決処分について

○議長（藤田修一君） 日程第9、報告第7号平成27年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算の専決処分について報告を求めます。住民課長。

○住民課長（柿崎真人君） 報告第7号、平成27年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同法第3項の規定により報告し、承認を求めます。

次のページをお開き願います。

専決第6号、平成27年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）は、既定の歳入歳出予算総額から歳入歳出それぞれ2,689万円を減額し、予算総額を5億2,541万5,000円とするものでございます。

主なものについてご説明させていただきます。

7ページをお開き願います。

歳入です。国民健康保険税ですが、一般被保険者、退職被保険者と合計で760万7,000

円の減額、次のページ、お開き願います。2段目、国庫負担金2,940万9,000円の減額、そして下段、前期高齢者交付金3,427万5,000円の減額。次のページ、お開き願います。3段目、県補助金1,348万円を減額し、その下の共同事業交付金4,869万4,000円、次のページ、上段一般会計からの繰入金を648万1,000円をそれぞれ増額しております。

13ページをお開き願います。

歳出です。療養諸費ですが、一般被保険者と退職被保険者等の療養給付費及び療養費と合計で1,248万円を減額し、次のページ、お開き願います。上段、高額療養費538万3,000円、17ページ、上段、共同事業拠出金511万2,000円をそれぞれ減額しております。

また、その他各費目におきましても所要の予算を講じておりまして、歳入歳出それぞれ2,689万円を減額しております。今回の補正は、国保事業事務事業費の確定に伴い予算調整を行ったものでございます。以上です。

○議長（藤田修一君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより報告第7号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6名）

○議長（藤田修一君） 起立全員です。よって、報告第7号は承認することに決定されました。

---

日程第10 報告第8号 平成27年度蓬田村簡易水道事業特別会計補正予算  
（第3号）の専決処分について

○議長（藤田修一君） 日程第10、報告第8号平成27年度蓬田村簡易水道事業特別会計補正予算の専決処分について報告を求めます。建設課長。

○建設課長（大川誠治君） 報告第8号、平成27年度蓬田村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告し、承認を求めます。

次のページをお開き願います。

専決第7号、平成27年度蓬田村の簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に

定めるところによる。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ257万7,000円を減額し、予算の総額をそれぞれ1億261万7,000円とする。

6ページをお開き願います。

歳出、一般管理費になります。1・1・1・15工事請負費水道維持管理工事費69万円の減額、その下18備品購入費メーター購入費97万円の減額、それぞれ支出金額の確定により減額補正をするものであります。以上になります。

○議長（藤田修一君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより報告第8号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立5名）

○議長（藤田修一君） 起立多数です。よって、報告第8号は承認することに決定されました。

---

日程第11 報告第9号 平成27年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第6号）の専決処分について

○議長（藤田修一君） 日程第11、報告第9号平成27年度蓬田村介護保険特別会計補正予算の専決処分について報告を求めます。住民課長。

○住民課長（柿崎真人君） 報告第9号、平成27年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第6号）の専決処分について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同法第3項の規定により報告し、承認を求めますのでございます。

次のページをお開き願います。

専決第8号、平成27年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第6号）は、既定の歳入歳出予算総額から歳入歳出それぞれ3,158万6,000円を減額し、予算総額を4億4,966万9,000円とするものでございます。

主なものについてご説明させていただきます。

7ページをお開き願います。

歳入です。上段、介護保険料ですが、特別徴収、普通徴収と合計で897万2,000円の減額、3段目、国庫負担金1,169万9,000円の減額、次のページ上段、国庫補助金623万3,000円の増額、その下、支払基金交付金1,847万2,000円の減額、下段、県負担金740万9,000円の増額、次のページをお開き願います。中段、県補助金107万3,000円の減額、次のページ、上段、一般会計からの繰入金524万8,000円を減額し、その下、基金繰入金を22万6,000円増額しております。

続いて、13ページをお開き願います。

歳出です。上段、介護サービス等諸費を合計で2,061万7,000円の減額、次のページ、上段、介護予防サービス等諸費219万7,000円の減額、17ページをお開き願います。介護予防事業費338万7,000円の減額、次のページをお願いします。包括的支援事業任意事業費を341万7,000円減額しております。また、その他各費目におきましても、所要の予算措置を講じており、歳入歳出それぞれ3,158万6,000円を減額しております。今回の補正は、介護事業の事務事業費の確定に伴い、予算調整を行ったものでございます。以上です。

○議長（藤田修一君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより報告第9号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6名）

○議長（藤田修一君） 起立全員です。よって、報告第9号は承認することに決定されました。

---

---

日程第12 報告第10号 平成27年度蓬田村宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分について

○議長（藤田修一君） 日程第12、報告第10号平成27年度蓬田村宅地造成事業特別会計補正予算の専決処分について報告を求めます。総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） 報告第10号、平成27年度蓬田村宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告し、承認

を求める。

次のページをお開きいただきます。

専決第9号、平成27年度蓬田村宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,482万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,000円とするものであります。

歳入であります、5ページをお開きいただきます。

上段、宅地造成売払収入1,460万9,000円の減額でございます。

次に、歳出6ページをお開きいただきます。主なるものでは、28節の繰出金1,314万9,000円の減額であります。これは事業確定によるものであります。以上であります。

○議長（藤田修一君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより報告第10号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6名）

○議長（藤田修一君） 起立全員です。よって、報告第10号は承認することに決定されました。

---

日程第13 報告第11号 平成27年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正  
予算（第3号）の専決処分について

○議長（藤田修一君） 日程第13、報告第11号平成27年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予算の専決処分について報告を求めます。住民課長。

○住民課長（柿崎真人君） 報告第11号、平成27年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の専決処分について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同法第3項の規定により報告し、承認を求めます。

次のページ、お願いいたします。

専決第10号、平成27年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、既定の歳入歳出予算総額から歳入歳出それぞれ406万円を減額し、予算総額を8,276万5,000

円とするものでございます。

主なものについてご説明させていただきます。

5ページ、お開き願います。

歳入です。上段、後期高齢者医療保険料ですが、特別徴収分と普通徴収分合計で151万9,000円、3段目一般会計繰入金を373万2,000円をそれぞれ減額しております。

7ページをお開き願います。

歳出です。下段、後期高齢者医療広域連合納付金を335万2,000円を減額し、その他各費目におきましても所要の予算措置を講じており、歳入歳出それぞれ406万円を減額しております。今回の補正は、後期高齢者医療事業の事務事業費の確定に伴い、予算調整を行ったものでございます。以上です。

○議長（藤田修一君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより報告第11号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6名）

○議長（藤田修一君） 起立全員です。よって、報告第11号は承認することに決定されました。

---

#### 日程第14 報告第12号 繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（藤田修一君） 日程第14、報告第12号繰越明許費繰越計算書の報告について報告を求めます。総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） 報告第12号、繰越明許費繰越計算書の報告について。

平成27年度蓬田村一般会計補正予算（第9号）第2条の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

次のページをお開きいただきます。

事業名と翌年度繰越金と内訳で順次説明いたします。

1つ目、地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業、980万5,000円、490万2,000円、490万3,000円。

活力ある農業基盤整備事業、1,340万円、1,040万円、300万円。

年金生活者等支援臨時福祉給付事業、1,655万6,000円、1,655万6,000円。

活力ある農業基盤整備事業、3,610万円、3,560万円、50万円。

農業移住・新規就農サポート事業、182万3,000円、182万3,000円。

ビジネス拠点交流構築事業、112万6,000円、112万6,000円。

合計で7,881万円、7,040万7,000円、840万3,000円。

以上であります。

○議長（藤田修一君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

以上で報告第12号繰越明許費の報告を終わります。

---

#### 日程第15 議案の上程・提案理由の説明

○議長（藤田修一君） 日程第15、議案の上程。今期定例会に提出されております議案9件を一括上程いたします。

村長より提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（久慈修一君） それでは、平成28年蓬田村議会第2回定例会の開会に当たり、提案いたしました議案7件につきまして、その概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

議案第37号蓬田村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案は、地方税法の一部改正に伴い、蓬田村国民健康保険税条例の改正が必要となり、提案するものであります。

議案第38号蓬田村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案は、児童福祉法の一部改正に伴い、蓬田村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する必要があるため、提案するものであります。

議案第39号平成28年度蓬田村一般会計補正予算（第1号）案についてご説明いたします。

歳入の主なるものとして、国庫支出金249万3,000円、県支出金365万2,000円、繰入金2,810万円などを増額しております。

次に、歳出の主なるものとして、衛生費424万円、商工費513万2,000円、土木費2,174万4,000円などを増額し、議会費189万円を減額しております。

このほかの科目においても所要の経費の予算補正を行っております。

この結果、歳入歳出ともに3,514万2,000円の増額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ22億2,955万6,000円となるわけであります。

議案第40号平成28年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案につきましては、歳入で国庫支出金162万円、繰入金809万7,000円を増額し、歳出で総務費971万7,000円を増額しております。

この結果、歳入歳出ともに971万7,000円の増額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ5億3,261万4,000円となるわけであります。

議案第41号平成28年度蓬田村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）案につきましては、歳入で繰入金26万円を増額し、歳出で総務費26万円を増額しております。

この結果、歳入歳出ともに26万円の増額となり、予算規模は、歳入歳出それぞれ1億188万4,000円となるわけであります。

議案第42号平成28年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第1号）案につきましては、歳入で繰入金59万5,000円を増額し、歳出で総務費59万5,000円を増額しております。

この結果、歳入歳出ともに59万5,000円の増額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ4億8,511万7,000円となるわけであります。

議案第43号蓬田村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、教育委員会委員の任命について同意を得るため提案するものであります。

以上をもちまして、提案いたしました議案の概要をご説明申し上げましたが、細部につきましては、私及び関係課長等からそれぞれご説明いたしますので、慎重審議の上、ご決議賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

○議長（藤田修一君） 先ほど議案9件を一括上程いたしますと言いましたけれども、7件の間違いでしたので、訂正させていただきます。

---

#### 日程第16 議案第37号 蓬田村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

○議長（藤田修一君） 日程第16、議案第37号蓬田村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。税務課長。

○税務課長（佐井邦彦君） 議案第37号、蓬田村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案。

蓬田村国民健康保険税条例の一部を次のように改正するものとする。

提案理由、地方税法の一部改正に伴い、蓬田村国民健康保険税条例の改正が必要となり提案するものであります。

次のページをお開きください。

改正する条例ですけれども、4段目のところから説明します。第2条第2項、要するに課税額についての中で、ただし書き中「52万円」を「54万円」に改め、同条第3項ただし書き中「17万円」を「19万円」に改める。

次に、第23条、税の減額ですけれども、「52万円」を「54万円」に、「17万円」を「19万円」に改め、同条第2号中、「26万円」を「26万5,000円」に改め、同条第3号中「47万円」を「48万円」に改めるということで、それぞれ限度額を引き上げてまいります。以上です。

○議長（藤田修一君） これより質疑を行います。5番坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） この改正する条例案によりますと、国保加入者の最高限度額は、総額で幾らになるんですか。

○議長（藤田修一君） 税務課長。

○税務課長（佐井邦彦君） 昨年度より4万円引き上げて、89万円になります。以上です。

○議長（藤田修一君） 5番坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） これは国のほうで税の改正で示した上限額であります。ですけれども、税を決めるのは各自治体で市町村であれば、この村でも独自に税を決めることができるわけですね。全国、所得の高い東京も、この青森県の所得の低いところも、最高限度額を54万円にするということは、かなり私は無理があると思うわけです。

ですから、この所得の低い青森県ですから、この何も国が決めた54万円にする必要はないわけでありまして、蓬田は蓬田で据え置くこともできるわけですが、それは可能なのかどうか、村長、お答え願います。

○議長（藤田修一君） 税務課長。

○税務課長（佐井邦彦君） 今の質問に引き上げ、各自治体で決めるということですが、これも、一般に各自治体は国の準則に法律によってこういうふうに定めていまして、これをもしやらないとなると、いろいろな歳入のほうでまた少なくなる面もありますので、

とりあえずは国のほうの法律にのっとってやるということです。以上です。

○議長（藤田修一君） 坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） ペナルティがあると言いましたけれども、具体的にはありますか。私はないと思います。例えば、名古屋市なんかでも、独自に住民税を10%から5%に引き下げる条例、短期間であればかなり愛知県あたりで半田市あたりでも下げたことはありますけれども、恒久的に下げたというのは名古屋市であっても、それも法律的には可能なわけで、国は口出しをできないわけです。

ですから、先ほど言ったように、この所得の低い村で何も国の方針に従わなければならぬペナルティがあると、おどしですよ。何の根拠がありますか。具体的にどういう形でこれに従わなければ、何を減らされるんですか。そこを具体的に答弁できたらお願いします。

○議長（藤田修一君） 税務課長。

○税務課長（佐井邦彦君） 私の聞いているところでは、調整交付金等に影響すると、減額されるということを聞いています。以上です。

○議長（藤田修一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） ないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） 最初ですので、反対討論ですけれども。

本当は、所得の高い人はこの最高限度額で課税を免れるという不公平な部分も実はあるんですね。例えば仮に相談にいるかどうかわかりませんが、年収、所得が3,000万円、4,000万円もある人がいれば、もうこの今言った89万円の最高限度額ということで、免税になる。そういう面もあるわけですね。しかし、実際、村内の人の話を聞きますと、最高限度額目いっぱい支払いしている人たち、たくさんいるわけで、そういう人たちはやはり生活がぎりぎり、大変だという話をしょっちゅうしています。ですから、そんなに何千万円も所得ですよ、収入でなくて所得がそんなにあるという人は漁師の人でも少ないわけですから、これはかなり村民にとってはきついと思うわけです。

よって、今回の国保は常に赤字状態になっていますけれども、住民の立場から言えば、賛成できないということで、反対いたします。以上です。

○議長（藤田修一君） ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤田修一君) ないようですから、討論を終わります。

これより議案第37号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立5名)

○議長(藤田修一君) 起立多数です。よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

---

日程第17 議案第38号 蓬田村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する  
基準を定める条例の一部を改正する条例案

○議長(藤田修一君) 日程第17、議案第38号蓬田村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長(川崎幸治君) 議案第38号、蓬田村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

蓬田村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正するものとする。

提案理由、児童福祉法の一部改正に伴い、蓬田村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する必要性が生じたため提案するものであります。

2枚目をお開きください。

第28条第7号イの表中は、ここでは新旧対照表の1枚目をごらんください。

下段のほうに表があります。傍線が引かれていますが、建築基準法の一部改正により、表中の一部を改正するものであります。

議案書のほうに戻りまして、9行目でありますけれども、第43条第8号イの表中に關しても、同様に建築基準法の一部改正により表中の一部を改正するものであります。

上下しますが、7行目でありますけれども、第29条第3項及び第31条第3項中「又は看護師」を「、看護師又は准看護師」に改める。これは、准看護師についても保育士とみなすことができるようになったため、改正するものであります。

15行目の第44条第3項及び第47条第3項も同様に准看護師を追加したものであります。

17行目ありますが、中段になります。附則に次の見出し及び4条を加える。(小規

模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例)は、現在、第1条から第5条まで附則にあり、今回第6条から第9条まで職員配置に関する特例について追加したものであります。

次のページをお願いします。

下段であります。附則、この条例は、公布の日から施行し、改正後の蓬田村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(以下、「改正後の条例」という。)の規定は、平成28年4月1日から適用する。ただし、改正後の条例第28条第7号イ及び第43条第8号イの規定は、平成28年6月1日から適用する。この附則のただし書き部分であります。建築基準法の一部改正する法律の施行日が平成28年6月1日であるため、この平成28年6月1日のところとなっております。以上であります。

○議長(藤田修一君) これより質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(藤田修一君) 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤田修一君) ないようですから、討論を終わります。

これより議案第38号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立6名)

○議長(藤田修一君) 起立全員です。よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

ご苦労さまでした。

午前11時35分 散会

---

上記会議の経過は、事務局長坂本勝教が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成28年 月 日

蓬田村議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員